

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

対象者

常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方

具体的には、障害支援区分が区分6（児童にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当し、意思疎通に著しい困難を有し、次のいずれかに該当する方

類型及び状態像

1. 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する方
 - ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（I 類型）—筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS（筋萎縮性側索硬化症）、遷延性意識障害等
 - ・最重度知的障害者（II 類型）—重症心身障害者等

2. 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方

（III 類型）—強度行動障害等

I 類型

1. 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって
2. 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「（2）四肢欠損」、「（4）筋力の低下」、「（5）関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
3. 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
4. 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
5. 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に
認定

II 類型

1. 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
2. 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって

3. 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
4. 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定
5. 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

III 類型

1. 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって
2. 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
3. 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（児童にあってはこれに相当する支援の割合）である方

サービスの内容

最重度の障害のある方のためのサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を利用者の必要に応じて組み合わせ、計画に基づいて包括的に提供します。